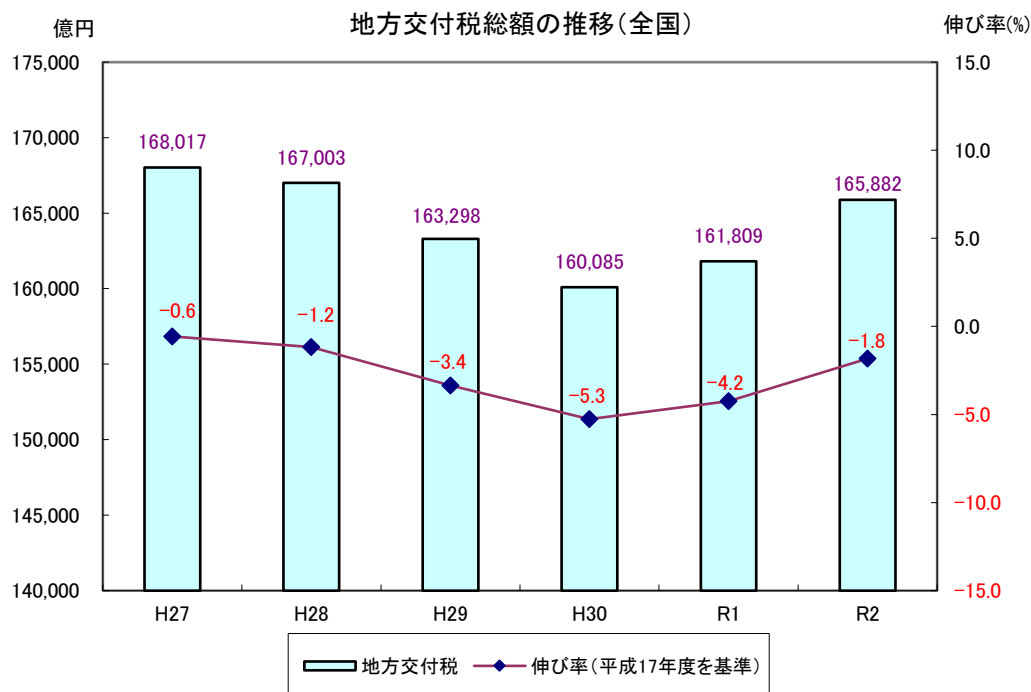


令和 2 年度
普通交付税算定結果

令和 2 年 8 月
海津市総務部企画財政課

1. 地方交付税総額の推移

令和2年度の地方交付税の総額（いわゆる「出口ベース」）は、16兆5,882億円で、前年度と比較し、+4,073億円、2.5%の増となっています。

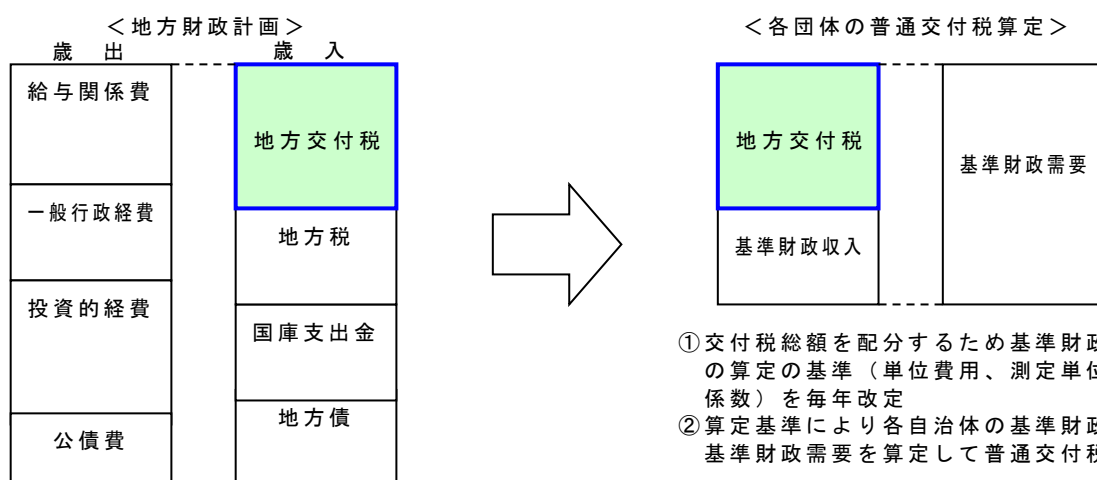


【Memo①】交付税総額

交付税総額は、地方財政計画を通して決まります。

○令和2年度地方財政計画 歳出歳入額：90.7兆円（前年度比：1.3%増）

地方交付税額：16.6兆円（前年度比：2.5%増）



① 団体（47都道府県、約1,700市町村）の歳出歳入を見込み、歳出歳入ギャップを見積り

② 歳出歳入ギャップを補てんするため、法定税率分（※）に加え一般会計からの特例加算等を行って交付税を増額 ⇒ 交付税総額の決定

- ① 交付税総額を配分するため基準財政需要額の算定の基準（単位費用、測定単位、補正係数）を毎年改定
- ② 算定基準により各自治体の基準財政収入と基準財政需要を算定して普通交付税を配分

※普通交付税法定税率

- ・ 所得税 収：33.1%
- ・ 法人税 収：33.1%
- ・ 酒 税 収：50%
- ・ 消費税 収：20.8%
- ・ 地方法人税 収：100%

2. 主な算定方法の改正点

(1) 「地域社会再生事業費」の創設

地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方財政計画に「地域社会再生事業費」を計上した。これは、基準財政需要額の新しい算定項目として創設し、地方団体が地域社会の維持、再生に向けた幅広い施策に、自主的・主体的に取り組むための経費として算定するもの。(4,200億円)

算定方法として、道府県分と市町村分は同額程度を算定し、それぞれ2分の1程度を次の2つの視点による指標を用いて算定する。

①人口構造の変化に応じた指標

全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費を割り増しする。算定に用いる指標は、人口減少率、年少人口比率、高齢者人口比率、生産年齢人口減少率。

②人口集積の度合いに応じた指標

人口密度が低く、持続可能性への懸念が生じている地域の人口が多い団体の経費を割り増しする。算定に用いる指標は、非人口集中地区(人口密度4千人未満)の人口を基本とした指標。特に人口密度の低い地域(低密度居住地域)の人口を割り増し。

(2) 幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に係る算定

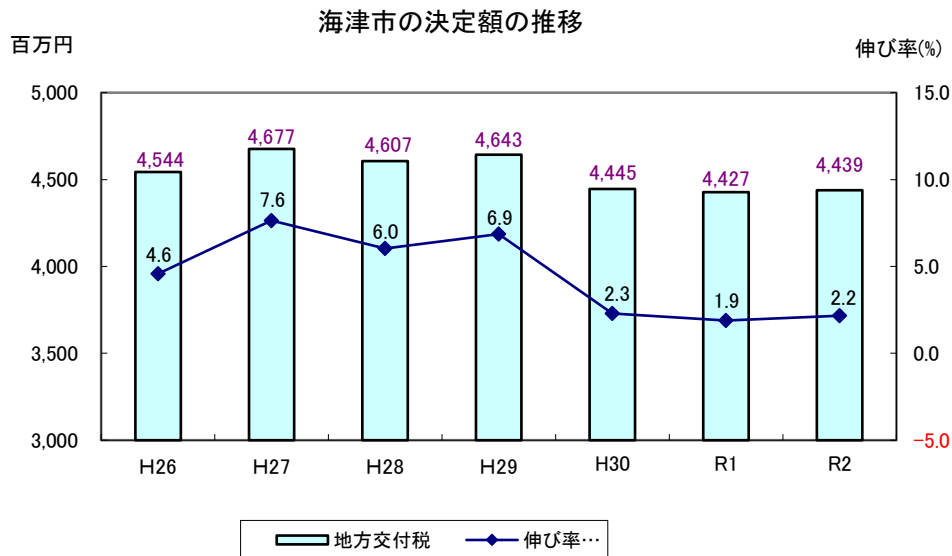
令和2年4月1日時点の子どもの数等の最新の数値を把握し、個別団体の負担の実態に応じて、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することにより、必要な財源を確保する。

項目	算定額	無償化の対象		算定方法
幼児教育・保育の無償化	5,400億円	0-2歳	住民税非課税世帯	保育所の所得段階別の子どもの数に、住民税非課税世帯の無償化を踏まえた所得段階別の一人当たり単価を乗じて、保育所に要する経費を算定
		3-5歳	全員	(1)保育所又は幼稚園の子どもの数に、幼児教育・保育の無償化の内容や定員規模等を踏まえた一人当たり単価を乗じることにより、保育所又は幼稚園に要する経費を算定 (2)給付対象者数を用いて、許可外保育施設等に係る経費を算定
高等教育の無償化	390億円	住民税非課税世帯等		無償化対象学生数に、学校の種別等に応じた一人当たり単価を乗じて、無償化に要する経費を算定

3. 海津市の交付決定額

令和2年度の本市の交付決定額は、4,439,369千円で令和元年度と比較して12,084千円、0.3%増となりました。交付決定額が増加した要因として、「地域社会再生事業費」、「社会福祉費」等の増により基準財政需要額が増加しています。

合併算定替は、平成27年度から5年の縮減期間に入り、令和元年度で終了しました。令和2年度からは、一本算定となり、地方交付税の額の算定の特例を受けることができなくなりました。



【Memo②】普通交付税交付決定額

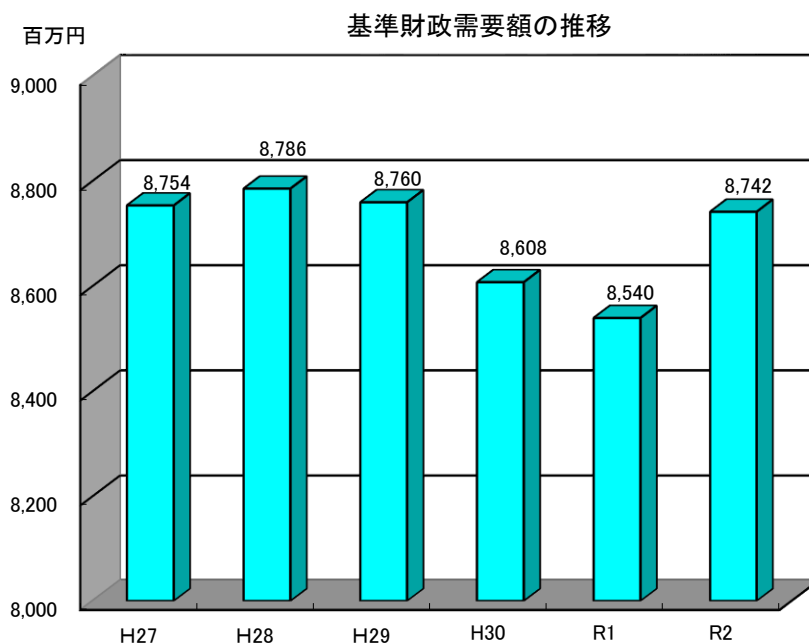
普通交付税の交付決定額は、以下の算式により決定されます。 ※ ()内は令和2年度算定額 単位：千円

基準財政需要額 (8,741,748) 内、錯誤措置額 (175)	個別算定経費	(6,552,443)		
	+	地域の元気創造事業費	(134,141)	
	+	人口減少等特別対策事業費	(187,690)	
	+	地域社会再生事業費	(169,020)	
	+	公債費	(1,251,413)	
	+	包括算定経費	(898,665)	
	-	臨時財政対策債発行可能額	(451,799)	
	-	基準財政収入額	(4,297,913)	
	=			内、錯誤措置額 (△717)
	交付基準額	(4,443,835)	調整額	(4,466)
	-		=	交付決定額
				(4,439,369)

4. 基準財政需要額の推移

令和2年度、本市の基準財政需要額（一本算定、臨時財政対策債振替後、錯誤措置後）は、8,741,748千円で、令和元年度（縮減後：8,540,293千円）と比較して、201,455千円、2.4%の増（縮減前：9,000,924千円と比較すると、-259,176千円、2.9%の減）となっています。

基準財政需要額の算定において増加した主な費目は、「地域社会再生事業費」、「社会福祉費」、「地域の元気創造事業費」で、要因として「地域社会再生事業費」は、基準財政需要額の新たな算定項目として創設されたことによる増、「社会福祉費」は、幼児教育・保育の無償化に係る単位費用の増、「地域の元気創造事業費」は、項目ごとによる経常容態補正係数の新規追加及び廃止に伴う増によるものです。



※H27～R1 合併算定替（臨時財政対策債振替後、錯誤措置後、縮減後）の金額

【Memo③】基準財政需要額

基準財政需要額とは、各地方公共団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法第11条の規定により算出した額です。その算定は、各行政費目に設けられた「測定単位」に必要な「補正」を加え、定められた「単位費用」を乗じた額が基準財政需要額となり、最後に各行政費目の基準財政需要額を合算します。

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} = \boxed{\text{測定単位}} \times \boxed{\text{補正係数}} \times \boxed{\text{単位費用}}$$

※ 基準財政需要額は、各団体の支出の実績（決算額）や予算額ではありません。
地方交付税は、各団体の財源不足額を衡平に補てんすることを目的として交付されるものですので、仮に具体的な実績額をその財政需要の算定に用いることとすれば、個別の事情や独自の判断に基づいて行われるものを取り入れることとなり、不公平な結果となります。
したがって、基準財政需要額は、団体における個々具体的な財政支出の実態を捨象して、その団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されます。

例) 本市の道路橋りょう費（延長）の基準財政需要額（海津市一本算定） 令和2年度と令和元年度比較

年度	測定単位①	×	補正係数②	×	単位費用	=	需要額
令和2年度	1,131km	×	1.365	×	190,000円	=	293,360千円
令和元年度	1,132km	×	1.379	×	189,000円	=	295,029千円

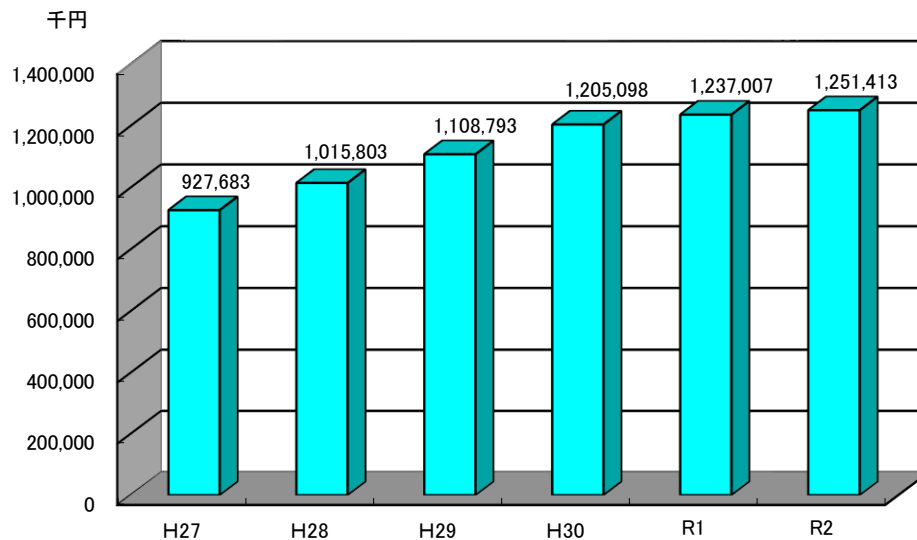
※①×②=測定単位未満四捨五入
補正係数：普通態容補正、投資補正、事業費補正の計

5. 公債費

令和2年度、本市の普通交付税算定上における公債費の需要額は、1,251,413千円で、令和元年度と比較し、14,406千円、1.2%の増となっています。

主な要因は、臨時財政対策債償還費が14,279千円、2.1%の増、合併特例債償還費が9,955千円、2.0%の増となっています。

公債費の需要額の推移



【M e m o ④】 地方債の交付税措置

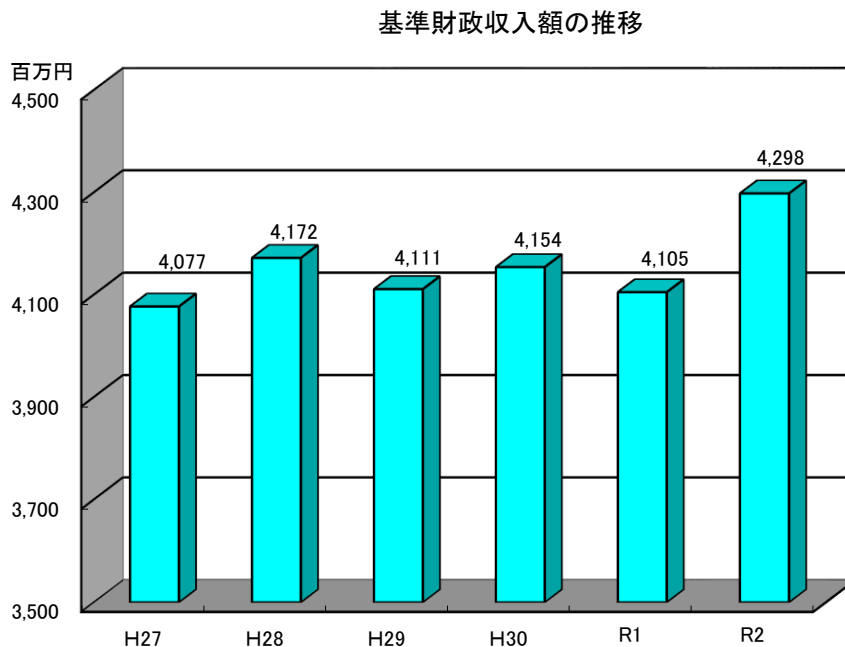
地方債の交付税措置には大きく分けて、事業費補正係数を算出するための理論算入方式と元利償還金をもとに需要額を算出する実額算入方式があります。

本市の算定において理論算入されている主な地方債には、道路橋りょう費の臨時地方道路整備事業債、小・中学校費の義務教育施設整備事業債、下水道費の下水道事業債、清掃費の一般廃棄物処理施設整備事業債等があります。

実額算入方式によって交付税措置される地方債には、災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、合併特例債等があります。また、地方債ごとに単位費用（元利償還金に対する算入率）が異なります。災害復旧費が最も高く、1,000円に対して950円（算入率：95%）で、合併特例債償還費は700円（算入率：70%）などとなっています。

6. 基準財政収入額の推移

令和2年度、本市の基準財政収入額（錯誤措置後）は、4,297,913千円で、令和元年度と比較して、192,427千円、4.7%の増となっています。主な要因として、「地方消費税交付金」が、消費税率引き上げに伴う増、「固定資産税（償却）」が、課税標準額（地方税法第410条関係）の増となっています。また、「自動車取得税交付金」は、項目廃止のため皆減となりました。



※ H27～R1 合併算定替（錯誤措置後）の金額

【M e m o ⑤】基準財政収入額

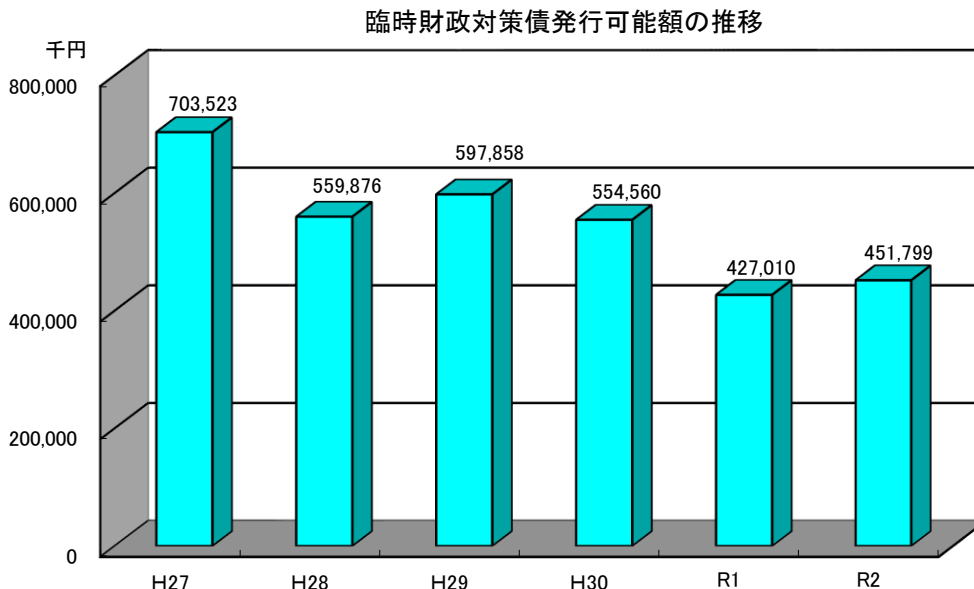
基準財政収入額とは、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法第14条の規定により算定した額です。具体的には、標準的な税収入の一定割合により算定された額です。

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{標準的な地方税収入}} \times \boxed{75/100} + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

- 基準財政収入額のうち、地方税に関する部分については、標準税率に算入率を乗じて算定しています。（したがって、団体が超過税率若しくは軽減税率を採用している場合も標準税率を用いて算定しています）
- 算入率を用いているのは、団体の自主性、独立性を保障し、自主財源である地方税の税源のかん養に対する意欲を失わせないようにするためです。
- 算入率：75% ～ 地方税、税交付金、市町村交付金、地方特例交付金（減収補てん）
算入率：100% ～ 税源移譲相当額（個人住民税）、税率引き上げによる増収分（地方消費税交付金）、地方譲与税、交通安全対策特別交付金
- 交付税対象外 ～ 法定外普通税、入湯税、都市計画税、水利地益税、法定外目的税
- 基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するものであり、課税実績とかい離が生じても精算は行われませんが、一部の税目については特例として精算制度が設けられています。これは、税収が景気の変動等を敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きく、算定額と課税実績額との間に著しく格差が生じること等があるため、その算定結果において地方公共団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算又は減収補てん債により、算定額と実績額の差が是正されます。発行された減収補てん債については、当該年度の実績額に加算（75%）し、精算額から控除されるとともに、元利償還金は後年度基準財政需要額に算入されます。

7. 臨時財政対策債発行可能額の推移

令和2年度、本市の臨時財政対策債発行可能額は、451,799千円で、令和元年度と比較して、24,789千円、5.8%の増となっています。



【M e m o ⑥】臨時財政対策債

- 平成12年度まで：地方交付税交付額の財源不足を交付税特別会計借入金により措置し、その償還を国と地方が折半して負担
- 平成13年度から：財源不足のうち、建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余を国と地方が折半して補てん
 - ・国負担分 国の一般会計からの加算により補てん措置
 - ・地方負担分 地方財政法第5条の特例となる地方債（「臨時財政対策債」）により補てん措置
- 臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入
- 臨時財政対策債は、投資的経費以外の経費にも充当可能（赤字地方債）

【M e m o ⑦】実質的な交付税額

臨時財政対策債は地方債の一種で、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして該当する地方公共団体自ら地方債を発行するものです。

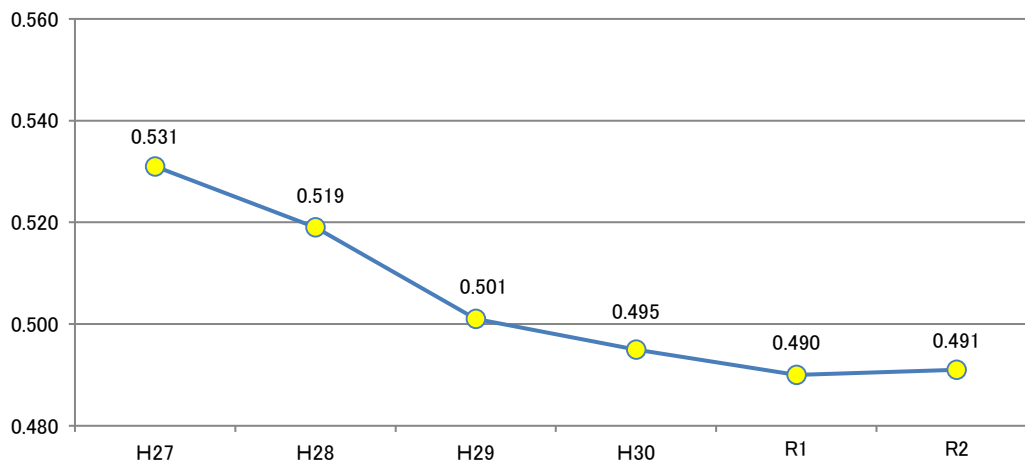
形式的には、その自治体が地方債を発行する形をとりますが、償還に要する費用は、後年度の地方交付税で措置されるため、地方交付税の代替財源とみて差し支えありません。つまり、交付決定額と臨時財政対策債発行可能額が、実質的な地方交付税であると考えられます。

令和2年度、本市の実質的な交付税額は4,891,168千円で、令和元年度と比較し、36,873千円、0.8%の増となっています。

8. 財政力指数の推移

令和2年度の普通交付税算定の結果、財政力指数は0.491となり、令和元年度と比較して0.001ポイントの増となりました。

海津市の財政力指数の推移



※一本算定（再算定があった年度は再算定後、錯誤措置後）による

【Memo⑧】財政力指数

財政力指数とは、全国の地方公共団体の財政力を同じ尺度で測るための指数で、普通交付税上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

例えて言うと、ある団体が、標準的な税制による歳入で標準的な歳出を賄える比率を過去3年間平均したものです。この数字が「1」を越えていれば、その団体は、自分の団体の標準的税収などで標準的な行政運営を行う財政力を有していることとなります。